

NISA に関するご留意事項

少額投資非課税制度 [愛称：NISA（ニーサ）] に関するご留意事項は、下記のとおりです。
お申込にあたっては、「ご確認内容」をご確認ください。

	ご確認内容
1	<p>【非課税口座の開設と移管の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の勘定設定期間において、複数の金融機関等に NISA 口座を開設することができません。2014 年 12 月現在の制度では、NISA 口座は一人一口座（一金融機関）のみの開設となり、他の金融機関に NISA 口座内の上場株式等を移管することもできません。
2	<p>【みずほ銀行での対象商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行では、NISA 口座において購入することができる金融商品のうち、公募株式投資信託のみを取扱っています。取り扱い商品以外（上場株式・REIT・ETF 等）への投資をお考えの場合は、みずほ証券等の他の金融機関で NISA をご利用ください。
3	<p>【譲渡損の取扱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISA 口座で発生した普通分配金や譲渡益は全額非課税となりますが、譲渡損が発生した場合には、損失がないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当や譲渡益との損益通算ができません。
4	<p>【NISA 口座からの払い出し時の取得価額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税期間が終了した場合等、NISA 口座から上場株式等を払い出しされる場合（異なる年分の非課税投資枠に移行する場合を含む）には、払出日の時価が取得価額となります。このため、払い出しの時点で価格が下落していた場合でも、当初購入した際の取得価額と払出日の時価の差額は損失がないこととされます。
5	<p>【非課税投資額および空き枠の再利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税投資額は、年間上限 100 万円です。NISA 口座で売却を行った場合に生じた非課税投資額の空き枠は、再利用できません。また、収益分配金により再投資を行った場合には、非課税投資額が減少します。このため、短期間での乗換や分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いをうける投資手法は不利となる場合があります。なお、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA のメリットを享受できません。
6	<p>【申請手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISA のご利用にあたっては、金融機関を通じて税務署あての申請手続きが必要です。税務署の確認には相応の期間（1～2 ヶ月）がかかる場合があります。
7	<p>【同時に投資信託総合口座を開設されるお客さまへ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISA の申請には、みずほ銀行で投資信託総合口座を開設いただく必要があります。投資信託総合口座の開設には、お手続きに相応の期間（1～2 ヶ月）をいただく場合があります。

少額投資非課税口座取引規定

1. (規定の趣旨)

- (1) 本規定は、お客さま(個人のお客さまに限ります。)が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に規定する少額投資非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等の譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社みずほ銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) お客さまと当行との間における、各種サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「投資信託取引規定集」等の定めるところにより、取扱うものとします。

2. (非課税口座開設届出書等の提出)

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の適用を受けようとする年の8月末日までに、当行に対して法第37条の14第5項第1号および第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の支店または出張所(一部を除く)に提出していただきます。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日および住所等について確認をさせていただきます。あわせて住民票の写し等、租税特別措置法その他の法令で定める書類を次の各号に定める期間にご提出いただくものとします。
当行では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」をあわせて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。
- (2) 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関等に重複して提出することはできません。
- (3) お客さまが当行に非課税口座の開設を行うには、あらかじめ当行に投資信託口座を開設いただくことが必要です。なお、非課税口座の開設は、投資信託口座のお取引店のみでの取扱いとなります。
- (4) お客さまは当行で1口座に限り非課税口座を開設できるものとします。
- (5) 非課税口座の届出印鑑または届出署名鑑は、投資信託口座と同一の印鑑または署名に限ります。
- (6) お客さまが非課税口座を廃止される場合には、租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の13の4に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。

3. (非課税管理勘定の設定)

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(この規定に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられます。

4.(非課税管理勘定における処理)

上場株式等(法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。

5.(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限ります。)のみを受け入れます。

次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合には、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合には、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。)の合計額が100万円を超えないもの

- イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取り次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

6.(譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等(以下、「非課税株式等」といいます。)の譲渡は、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。

当行への売付の委託による方法

当行に対して譲渡する方法

法第37条の10第3項第3号または第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法

7.(非課税口座取引である旨の明示)

- (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただきます。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とします。

(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。)

- (2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨を明示していただきます。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとします。

8.(所得対価の額が100万円を超える場合の取扱い)

- (1) お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計が100万円を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が100万円に達するまでは非課税口座に、100万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れるものとします。
- (2) 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

9.(非課税上場株式等の払い出し)

非課税上場株式等については、第10条第2項第2号に規定する移管による払い出しを除き、原則として非課税口座から払い出しを行う場合は、あらかじめ当行に「非課税口座内保管上場株式等の払出申出書」をご提出いただくものとします。

10.(非課税上場株式等の払い出しに関する通知)

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払い出しがあった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後ただちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さまに対し、当該払い出しをした上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

ただし、非課税上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当該払い出しに係る通知を省略することができるものとします。

11.(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 本規定にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。なお、下記第1号による移管を選択される場合には、非課税管理勘定が終了する1ヵ月前までに当行所定の方法によりお申出いただくものとします。お申出がない場合には下記第2号によるものとします。

第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

12.(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)

当行は、第5条第1号口または第11条第2項第1号に基づく移管は、施行令第25条の13第9項の定めるところにより行います。

13.(届出事項の変更)

非課税口座開設届出書の提出後に、印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の手続きにより「非課税口座異動届出書」等により遅滞なく届け出てください。また、その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

14.(非課税口座の廃止)

非課税口座に係る契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- (1) お客さまから施行令第25条の13の4第1項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日の翌日
- (2) 施行令第25条の13の4第3項に定める「出国届出書」の提出があった場合、当該「非課税口座出国届出書」に記載する出国日
- (3) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令第25条の13の4第4項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日(出国日)
- (4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日
- (5) 同一の勘定設定期間に異なる金融機関等に重複して非課税口座を開設していることが判明して他の金融機関等の非課税口座を存続するとき
- (6) 投資信託口座が解約されたとき
- (7) お客さまが本規定の変更に同意なされないとき
- (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客さまに対し、解約を申し出たとき
- (9) その他当行がやむを得ないと認める事由が生じたとき

15.(免責事項)

当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行は一切の責めを負わないものとします。

16.(規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定の内容がお客さまの従来の権利を制限しもしくはお客さまに新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客さまと当行の間には改定後の規定と同内容の少額投資非課税口座取引規定が成立するものとします。
- (2) 法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたことによる規定の改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限しもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときには、その改定の内容をご通知します。なお、改定の内容が軽微である場合に限り、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。
- (3) 第2項の通知または掲載・公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の変更に同意いただいたものとして取扱います。

17.(合意管轄)

- (1) 本規定に関する訴訟については、当行本店または取扱店を所轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- (2) 金融ADR制度を利用して苦情および紛争の解決を図る場合、下記の機関を利用します。
「一般社団法人全国銀行協会」または特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

以上